

令和6年度 徳島県奨学生募集案内

令和5年12月
徳島県教育委員会

徳島県では勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高等学校、専修学校高等課程、特別支援学校高等部及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）並びに高等専門学校の生徒に奨学金を貸与しています。

令和6年度にこれらの高等学校等又は高等専門学校に在学予定の生徒を対象に、次のとおり奨学生の募集を行います。

1 募集期間

令和6年4月1日（月）から令和6年5月24日（金）まで
（ただし、募集期限は、各学校で異なりますので、在学する学校にお問い合わせください。）

2 奨学金の内容

(1) 貸与月額（選択制）

区 分		国 公 立	私 立
高等学校 専修学校高等課程 特別支援学校高等部 中等教育学校の後期課程	自宅通学	18,000 円	30,000 円
		13,000 円	20,000 円
		8,000 円	10,000 円
	自宅外通学	23,000 円	35,000 円
		18,000 円	25,000 円
		13,000 円	15,000 円
高等専門学校	第1～3学年	18,000 円	35,000 円
		13,000 円	25,000 円
		8,000 円	15,000 円
	第4～5学年	43,000 円	51,000 円
		33,000 円	40,000 円
		23,000 円	30,000 円

※ 貸与決定通知後、貸与月額の変更はできません。（区分変更等の場合を除く。）

(2) 貸与期間

令和6年4月から高等学校等又は高等専門学校の正規の修業年限が終了する月までです。

(3) 返 還

- ・奨学金は無利子の貸与です。貸与終了後は20年以内に返還してください。
返還方法は、「月賦」、「半年賦」、「年賦」又は「一括」から選択できます。
- ・災害、盗難、疾病、負傷、失業、生活困窮、進学等により奨学金を返還することが困難な場合は、返還が猶予される場合があります。

3 出願及び採用基準

- (1) 同一生計の世帯員全員の令和4年の総所得が、次の所得基準額以下であること。ただし、家庭の事情により特別控除される場合がありますので、在学する学校の先生に相談してください。

【世帯の総所得の基準額】

世帯の人数	2人	3人	4人	5人	6人
所得の基準額	250万円	309万円	366万円	418万円	470万円

- (2) 貸与申請時に、連帯保証人及び保証人の設定が必要です。

保証人は、貸与申請時に所得証明書を提出していただきます。

- (3) その他、県が定める要件を満たしていることが必要です。

4 奨学金を希望する方へ

- (1) 県内高校に在学する方で奨学金を希望する方は、高等学校等に申し出ていただく、「募集の手引き」をお渡ししますので、内容をよく読んで必要な書類をそろえ、学校が指定する期日までに学校へ提出してください。（県外高校在学者については、直接県教委に御連絡ください。）
- (2) 申込者が多数の場合は、採用基準を満たしていても採用されないことがあります。
- (3) 提出書類については、採用、不採用にかかわらず返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

校内申し出 4/30 (X) 書類提出 5/10 (金)
 (2年生は 5/14 (X))